

表彰



飛島村表彰条例による表彰式が、去る11月4日（火）に行われ、多年にわたり村政の進展にご貢献いただきました10名の方々に表彰状と感謝状が授与されました。

表彰状授与

● 議会議員 上田 光彦様

小川 政徳様

村議会議員として地域の発展と村政の進展に寄与された功績に対し表彰状が授与されました。

● 関西大学3年 前田 彩花様

ESJワールドユニバーシティゲームズにおいて輝かしい成績を残された功績に対し表彰状が授与されました。

● ルネサンス豊田高等学校3年

片岡 三亮様

日本高等学校選手権水泳競技大会において輝かしい成績を残された功績に対し表彰状が授与されました。

● 飛島学園7年 安藤 向日葵様

2年 安藤 詩菜様

USA The PEAKにおいて輝かしい成績を残された功績に対し表彰状が授与されました。

● 飛島学園8年 伊藤 愛依子様

「早寝早起き朝ごはん」アプリコンテストにおいて輝かしい成績を残された功績に対し表彰状が授与されました。

● とびしま・ペアレンツ様

ボランティア活動をとおして青少年健全育成に尽力した功績に対し表彰状が授与されました。

● 飛翔様

全日本インディアアカトーナメント大会において輝かしい成績を残された功績に対し表彰状が授与されました。

感謝状授与

● シルバー人材センター役員

村上 雅之様

シルバー人材センター役員として地域の発展と村政の進展に寄与された功績に対し感謝状が授与されました。

● 問合せ先

総務部総務課



令和7年度 年末特別警戒

火災・犯罪が増える年末になりました。これらを未然に防ぐため消防団員による年末特別警戒を実施します。

村内を7つの区域に分けて消防車両で巡回します。

本年度は次のとおり実施しますので、ご理解、ご協力をお願いします。

●日 時 12月28日(日)・29日(月) 午後8時～午前0時

分団名	場 所	区 域
第1分団	新政成一時避難所	新政成
第2分団	北枕江集会所	松之郷
第3分団	大宝一時避難所	大宝・八島
第4分団	三福一時避難所	服岡・三福
第5分団	古政成公民館	古政成・竹之郷
第6分団	渚コミュニティセンター	渚・梅之郷
第7分団	北拠点避難所	元起

●問合せ先 総務部総務課

年末年始のごみ収集処理等のお知らせ

●服岡ごみ投棄場

年内最終日 12月21日(日)／新年開始日 1月18日(日)

投棄場へ粗大ごみを搬入するときは、事前に許可が必要です。

●エコプラザ(資源ごみ)

年内最終日 12月28日(日)／新年開始日 1月4日(日)

※空き缶・ペットボトル・びん類は軽くすすぎ洗いをしてから出してください。

●ごみ集積所

	年内最終回収日	新年回収開始日
可燃ごみ(白)	12月29日(月)	1月 5日(月)
プラスチック類(青)	12月30日(火)	1月 7日(水)
不燃ごみ(赤)	12月27日(土)	1月10日(土)

(2025年度版 すこやかカレンダーをご参照ください。)

●し尿くみ取り・浄化槽汚泥清掃

営業日につきましては、次の事業所へ直接確認をお願いします。

カナルアソシエ(株) ☎65-2285・(株)クリンテック ☎95-2931

●問合せ先 すこやかセンター内保健環境課



会計年度任用職員募集

児童クラブ支援員

●業務内容

児童クラブでの児童の指導

●申込資格(共通事項以外)

保育士または教諭資格を有している方

●勤務日数・時間

月曜から土曜のうち週5日(月曜から土曜までのうち1日・日曜・祝日および年末年始は休み)

午前7時30分～午後6時30分までのうち7時間(休憩1時間除く)

※勤務日および勤務時間は変更となる場合があります

●報酬

1,299円～1,559円/時間の間で、経験等を考慮して決定します

●勤務場所

飛鳥学園内児童クラブ

●採用予定人数

1名

●業務内容

●運転管理員

敬老バスの運転手その他公用車の管理等に関する業務

●申込資格(共通事項以外)

大型自動車運転免許を有している方

●勤務日数・時間

週5日(土曜・日曜・祝日および年末年始は休み)

午前8時30分～午後4時(休憩1時間含む)

※勤務日および勤務時間は変更となる場合があります

●報酬

179,530円～202,176円/月の間で、経験等を考慮して決定します

●勤務場所

敬老センター

●採用予定人数

1名

●業務内容

事務補助および施設の清掃、整理、準備等に関する業務

●申込資格(共通事項以外)

なし

●勤務日数・時間

週5日(月曜・日曜および年末年始は休み)

午前9時～午後5時(休憩1時間含む)

※勤務日および勤務時間は変更となる場合があります

●報酬

193,340円～217,728円/月の間で、経験等を考慮して決定します

●勤務場所

教育委員会生涯教育課

●採用予定人数

1名

■共通事項

●申込資格

地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない方

※右記以外に資格が必要な職種があります

●任用期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

●報酬等

・勤務時間によっては期末手当等が支給されます。
・所定の基準に従い、通勤費相当額が支給されます。
・報酬等は改定される場合があります。

●申込方法

写真を貼った履歴書を郵送または役場開庁日にお持ちください
※児童クラブ支援員の申込みについては、保育士または教諭資格の写しを添付してください
履歴書の欄外に応募する職種(児童クラブ支援員等)を記載してください

●役場開庁日

午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜・祝日および年末年始は休み)

●申込期限

令和8年1月13日(火)

●面接日

申込みをされた方に順次ご案内します

※2月の平日に飛鳥村役場内で実施予定

●申込み・問合せ先

総務部総務課



防犯対策補助金

本村では安全に暮らせるまちづくりの推進を図るため、防犯対策に要した経費の一部を補助していただきます。

●対象となる物

・防犯ガラスまたは防犯フィルム、防犯機能付き電話、自家用車両の盗難防止装置 など

●対象とならない物

・防犯対策以外の目的を有する物（犬、玉砂利、門扉等）や護身用具（防犯スプレー、スタンガン、警棒、防犯ブザー等） など

●対象者

村内に住所を有する方（住民基本台帳に記録または外国人登録原票に登録されている方）や村内に住所を有する企業

●補助率等

購入金額および設置費用の2分の1の額または20,000円のいずれか低い額

●補助額について

全世帯に偏りなく補助を行えるように、1世帯当たりの補助額を単年度の上限額と併せて、累計での上限額（20,000円）

を定めています。

●必要書類

- ・補助金申請書一式
- ・領収書の原本
- ・製品保証書の写し（保証書のないものについては不要です）
- ・振込先となる通帳の写し
- ・施工後の写真

※購入年度内に必要書類の提出をお願いします。

お問い合わせ。

【令和6年度以前に申請された方へ】

令和6年度までに追加の補助額が累計で上限額の20,000円に達した方は、補助金の申請ができませんでしたが、令和6年度末をもって累計額のリセットをします。

令和7年4月1日以降に購入された商品から改めて申請可能となりますので、ご家庭や事務所などで防犯対策強化のため、補助金の活用をぜひご検討ください。

●問合せ先

総務部総務課

マイナンバーカードの更新手続きのご案内

マイナンバーカードを取得して5年目または10年目の方は電子証明書の更新やマイナンバーカードのつくり替えの手続きが必要となります。2〜3か月前に更新のご案内が届きますので手続きをお願いします。特にマイナンバーカードのつくり替えが必要な方は、申請後、新しいマイナンバーカードができるまでに1か月程度かかりますので、ご注意ください。

●問合せ先

民生部住民課



住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度がはじまりました。

本制度は、住民票の写し等を第三者に交付した場合、事前に登録した方に対し、その交付の事実を通知する制度です。登録を希望される方は顔写真付きの本人確認書類を持って民生部住民課までお越しください。

●問合せ先

民生部住民課



固定資産税・村県民税 前納報奨金の廃止

広報とびしま4月号でお知らせしたとおり、令和8年度から固定資産税および村県民税の前納報奨金が廃止となります。
今後もし引き続き納期限内の納付をお願いします。

●口座振替をご利用の方へ

口座振替で全期の「前納」を申し込まれている方で、前納報奨金廃止に伴い令和8年度以降の口座振替を「期別」に変更される方は、**取扱金融機関の窓口**に通帳、届出印および納税通知書(納付書)をご持参のうえ、令和8年2月末日までに変更のお手続きをしてください。

固定資産税の共有名義がある場合は、その分についてもお手続きが必要になりますので、お忘れのないようお願いいたします。

●問合せ先

総務部税務課

農地の貸付希望者を募集します

「農地中間管理事業」

農地中間管理事業とは、農地中間管理機構が農地の出し手から農地を借り受け、まとまりのある形で利用できるよう配慮し、農業経営の効率化や規模拡大を図る担い手へ貸し付ける制度です。

「高齢で農作業ができない」「農業を続ける後継者がいない」「農地を相続したが農業はできない」という方は、農地管理の方法の一つとしてご検討ください。

申込みは随時受け付けていますので、農地の貸し付けを希望される方は、開発部経済課までご相談ください。

●賃料等

- 1 反あたり、米の当年産仮渡金1俵分相当が賃料として農地の所有者に支払われます。

※賃料は飛鳥村農地賃借料検討協議会で決定されます。

●問合せ先

開発部経済課

農地賃借料

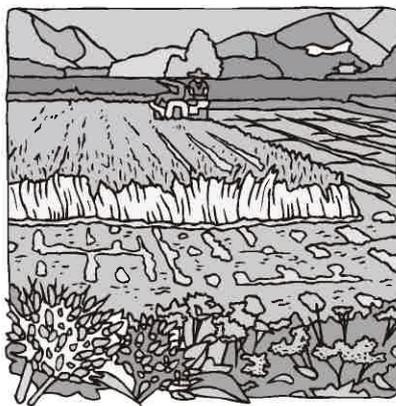
農業委員会は、飛鳥村農地賃借料検討協議会で村内の農地の賃借料について検討した結果を受け、農地の賃借料を次のように決めました。

【令和7年】

田 10アールあたり
27,100円

●問合せ先

開発部経済課内農業委員会



カメムシの発生防止に ご協力をお願いします

カメムシは、水田で栽培されているお米に被害を与えるほか、刺激を与えると特有のにおいを発する不快害虫です。

カメムシは寒さに弱いですが、水田のあぜや庭の雑草が伸びていると越冬することができると、冬の間雑草を刈り取ったり、除草剤を散布したりすることでその発生を抑制することができます。

農業の被害防止だけではなく、快適な住環境を維持していくためにも所有している水田の草刈り、庭の手入れにご協力をお願いします。

●問合せ先

開発部経済課

